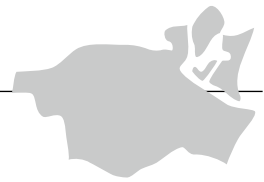


## IV 資料

- 資料1 第六次鳴門市総合計画  
後期基本計画策定の経過
- 資料2 諮問・答申
- 資料3 鳴門市自治基本条例
- 資料4 鳴門市附属機関設置条例
- 資料5 鳴門市総合計画審議会委員一覧
- 資料6 鳴門市総合計画策定に関する要綱
- 資料7 市民意識調査の概要（抜粋）
- 資料8 パブリックコメントの結果
- 資料9 用語解説



## 資料 1 第六次鳴門市総合計画後期基本計画策定の経過

年 月 日	内 容
<平成27年度>	
平成28年1月下旬～ 2月下旬	市民意識調査の実施
<平成28年度>	
平成28年6月28日	第1回総合計画策定委員会開催
平成28年7月1日	第1回総合計画審議会開催 第六次鳴門市総合計画後期基本計画を審議会に諮問
平成28年8月31日	第2回総合計画策定委員会開催
平成28年9月12日	第2回総合計画審議会開催
平成28年11月8日	第3回総合計画策定委員会開催
平成28年11月15日	第3回総合計画審議会開催
平成28年12月16日 ～平成29年1月16日	パブリックコメント実施
平成29年2月9日	第4回総合計画策定委員会開催
平成29年2月14日	第六次鳴門市総合計画後期基本計画を審議会より答申



## 資料 2 諮問・答申

鳴戦第572号  
平成28年7月1日

鳴門市総合計画審議会  
会長 山下一夫様

鳴門市長 泉理彦

## 第六次鳴門市総合計画後期基本計画について（諮問）

第六次鳴門市総合計画後期基本計画の策定に関する重要事項の調査審議を、貴審議会に諮問いたします。

平成29年2月14日

鳴門市長 泉理彦様

鳴門市総合計画審議会  
会長 山下一夫

## 第六次鳴門市総合計画後期基本計画について（答申）

平成28年7月1日付け、鳴戦第572号で当審議会に諮問されました第六次鳴門市総合計画後期基本計画について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり第六次鳴門市総合計画後期基本計画（案）を取りまとめましたので答申いたします。

なお、計画の実施、推進にあたっては、下記の事項に留意し、将来都市像「結びあう絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」の実現に向け、最善を尽くされますよう要望します。

## 記

- 1 本計画の趣旨や内容についてあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、積極的に情報を共有し、まちづくりを担う多様な主体との相互理解を深め、信頼関係のもとに、鳴門市総合戦略「なると未来づくり総合戦略」を積極的に推進するなど、本市の特色や地域資源を活かしたまちづくりの推進に努められたい。
- 2 子育て環境の充実や生涯にわたる健康づくり、安全で安心なまちづくりの推進など総合的かつ計画的なまちづくりを進め、市民が鳴門のまちに愛着と誇りを持ち、鳴門に生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かったと実感できるまちの実現に努められたい。
- 3 計画の推進にあたっては、市民との対話を重視した施策の推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改革等に留意のうえ、透明性の高い行政運営のもと、計画の進行管理、評価、改善に努められたい。
- 4 当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた個別意見及び提言については、計画の実施段階において十分に留意され、今後のまちづくりを進められたい。



## 資料 3 鳴門市自治基本条例（平成 23 年 3 月 29 日条例第 1 号）

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第四条）

#### 第二章 まちづくりの主体

##### 第一節 市民等（第五条—第九条）

##### 第二節 議会・議員（第十条・第十一条）

##### 第三節 行政（第十二条—第十四条）

#### 第三章 まちづくりの原則

##### 第一節 市民等の参画の原則（第十五条—第二十条）

##### 第二節 情報共有の原則（第二十一条—第二十三条）

##### 第三節 行政運営の原則（第二十四条—第二十八条）

#### 第四章 雑則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

私たちのまち鳴門市は、渦潮に代表される雄壮で風光明媚な自然環境に恵まれ、その恵みを生かした農業や漁業、製塩業や化学工業などの産業を築くとともに、古くから本州と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、四国八十八ヶ所霊場巡礼の出発点として、お遍路さんへのお接待にみられるように人情味あふれる土地柄であり、人との出会いや結びつきを大切にしながら、地域の伝統や文化を育んできました。

このような先人たちが大切に守り続けてきた豊かな資産を将来にしっかりと引き継ぐとともに、自分たちのまちに一人ひとりが希望を持ち、このまちに生きること誇りが持てる鳴門市を目指さなければなりません。

また、鳴門市を取り巻く社会環境が大きく変貌しつつあり、地球環境に配慮した循環型社会の創造、地域の課題の解決に向けた自治の推進、少子高齢社会への対応などに取り組んでいくことも求められています。

こうした背景のもと、私たち一人ひとりが、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画するとともに、議会や行政の責務や特性を理解し、信頼し、また補完しあいながら、それぞれの持つ力を発揮して、まちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、鳴門市の自治のあり方を明らかにし、市民等が主役のまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

### 第一章 総則

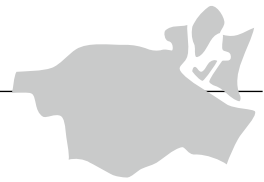
#### （目的）

第一条 この条例は、鳴門市における自治のあり方や市民等及び市の役割等を明らかにするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民等の参画と協働を推進し、市民等が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

#### （用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 市民 鳴門市の区域内（以下「市内」といいます。）に住む人をいいます。
- 二 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- 三 コミュニティ 市内において豊かな暮らしをつくることを目的として形成する多様な



つながり、組織及び集団をいいます。

四 市民等 市民、市内で働く人及び学ぶ人、事業者並びにコミュニティのことをいいます。

五 行政 市長その他の執行機関をいいます。

六 市 議会及び行政をいいます。

七 参画 市の政策に関する計画、実施、評価及び見直しの過程に主体的に参加し、政策の決定に加わることをいいます。

八 協働 市民等及び市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組むことをいいます。

九 まちづくり 市民等及び市が、まちをより良くしようとして行う活動のことをいいます。

(位置づけ)

第三条 この条例は、鳴門市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた最高規範性を持つものであり、市民等及び市は、誠実にこれを守らなければなりません。

(基本原則)

第四条 市民等が主役のまちづくりを推進するにあつての基本原則は、次に掲げるとおりとします。

一 市民等及び市は、協働してまちづくりを推進します。

二 市民等及び市は、それぞれの役割に応じ、主体的にまちづくりに取り組みます。

三 市民等及び市は、市政に関する情報を互いに共有します。

四 市民等及び市は、市民等の自治意識や市民自治の機運を育て広めていくよう努めます。

五 市民等及び市は、一人ひとりの人権を尊重します。

六 市は、市民等の市政参画の機会を保障し推進します。

## 第二章 まちづくりの主体

### 第一節 市民等

(市民等の権利)

第五条 市民等が有するまちづくりに参画するための権利は、次に掲げるとおりとします。

一 政策の形成、執行、評価及びその評価の反映（以下「政策形成等」といいます。）に参画する権利を有します。

二 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利を有します。

三 市政に関する情報を知る権利を有します。

四 行政サービスの提供を受ける権利を有します。

2 市民等は、まちづくりへの参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けません。

(市民等の役割)

第六条 市民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあうとともに、協働によるまちづくりの推進に努めます。

2 市民等は、政策形成等に参画するにあつては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使にあつては、これを濫用してはなりません。

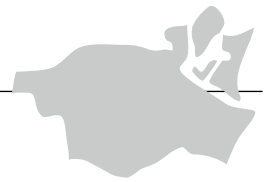
3 市民等は、行政サービスを受けるにあたり、応分の負担をしなければなりません。

(子どもの権利)

第七条 市及び市民等は、子どもの権利等を尊重するとともに、まちづくりへの参画の機会確保に努めます。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、地域の環境に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努めるとともに、地域の活性化に寄与するよう努めます。



### (コミュニティの役割)

第九条 コミュニティは、市民等相互の信頼にもとづき、相互に協力し、自主的に様々な課題の解決に向けて取り組み、まちづくりに努めます。

2 市民、市内で働く人及び学ぶ人並びに事業者は、コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるとともに、その活動に積極的に参画するよう努めます。

3 行政は、コミュニティの自主性、自律性を尊重し、その活動の多様性にも配慮しながら、推進支援及び連携を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

### 第二節 議会・議員

#### (議会の責務)

第十条 議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決しなければなりません。

2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければなりません。

3 議会は、市民等に情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

#### (議員の責務)

第十一条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映するよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めなければなりません。

3 議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

### 第三節 行政

#### (市長の責務)

第十二条 市長は、この条例の趣旨にのつとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、市民の目線に立つた市政運営に努めるとともに、市民等の意向を把握し的確な判断のもとで、効率的な市政運営を図らなければなりません。

3 市長は、市民等の自主的な活動を尊重するとともに、市民等との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めなければなりません。

#### (行政の責務)

第十三条 行政は、市民福祉や生活環境の向上、教育や文化、産業の振興に努めます。

2 行政は、この条例の趣旨にのつとり、市民等の市政への参画の機会を確保し、市民等と協働して、まちづくりを推進するよう努めます。

3 行政は、市民等の主体的なまちづくりを支援し、協働してまちづくりを進めます。

4 行政は、市政について、市民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

#### (職員の責務)

第十四条 職員は、全体の奉仕者としての認識を持ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行にあつては、法令及び条例等を守らなければなりません。

3 職員は、市民等との意思疎通を通じて信頼関係の構築に努めます。

4 職員は、積極的に地域の課題解決に向けて努めるとともに、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発等、自己研さんに努めます。

### 第三章 まちづくりの原則

#### 第一節 市民等の参画の原則

#### (市民等との協働)

第十五条 市民等及び市は、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めます。



2 行政は、市民等との協働を進めるにあたり、市民等の自発的なまちづくりを支援するよう努めます。

(施策形成への参画)

第十六条 行政は、施策の計画段階から、実施、評価、見直しまでの過程において、市民等の参画を得るように努めなければなりません。

(政策提案)

第十七条 市民等は、より良いまちづくりを進めるために、行政に意見や提言を提出することができます。

2 行政は、市民等からのまちづくりに有用だと認められる意見や提言を、市政に反映するよう努めなければなりません。

(市民等の意見の聴取)

第十八条 行政は、市政の重要な政策等の策定にあつては、広く市民等の意見を募り、その意見を市政に反映するよう努めなければなりません。

(審議会等の運営)

第十九条 行政は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合には、公募による市民等を含めるよう努めます。

2 行政は、審議会等の会議の内容を公開するよう努めなければなりません。

(市民投票)

第二十条 議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関する重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、市長に対して市民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、市民の意思を確認する必要があると認める事案につき、前項の適法な請求があつたときは、市民投票の実施に関し必要な事項を定めた条例を事案ごとに議会に提案しなければなりません。

3 市長は、前項に規定する条例について、議会において可決されたときは、市民投票を実施しなければなりません。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 第二節 情報共有の原則

(情報の公開及び共有)

第二十一条 市は、市政運営について、更なる公正の確保と透明性を図り、市民等の参画と協働による開かれた市政を実現するため、保有する情報を積極的に公開するとともに、市民等との情報の共有に努めなければなりません。

(行政の説明責任)

第二十二条 行政は、市政に関する質問、意見及び要望について、積極的に受け入れ、適切かつ誠実に説明責任を果たします。

2 行政は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。

(個人情報保護)

第二十三条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を徹底を行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民等の権利に対して、適正な措置を講じなければなりません。

#### 第三節 行政運営の原則

(総合計画)

第二十四条 行政は、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、計画的かつ効率的に市政を運営しなければなりません。

2 行政は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行います。

3 行政は、総合計画を、必要に応じ見直します。



(行政評価)

第二十五条 行政は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

- 2 行政は、実施した行政評価の結果を公表しなければなりません。
- 3 行政は、行政評価の結果を市政運営に反映しなければなりません。

(組織体制)

第二十六条 行政は、事務及び事業の運営が効率的に行われるとともに、市民等にわかりやすい機能的な組織づくりを行い、効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第二十七条 行政は、財政の見直しを常に進めるとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、財政の健全化に努めなければなりません。

- 2 行政は、保有する財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。

(国、県及び他の自治体との関係)

第二十八条 市は、国及び徳島県との適切な役割分担のもとで、連携し協力します。

- 2 市は、行政運営上の課題の解決と行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めます。

第四章 雑則

(実効性の確保)

第二十九条 市は、この条例の趣旨が実現されるよう、制度の整備に努めなければなりません。

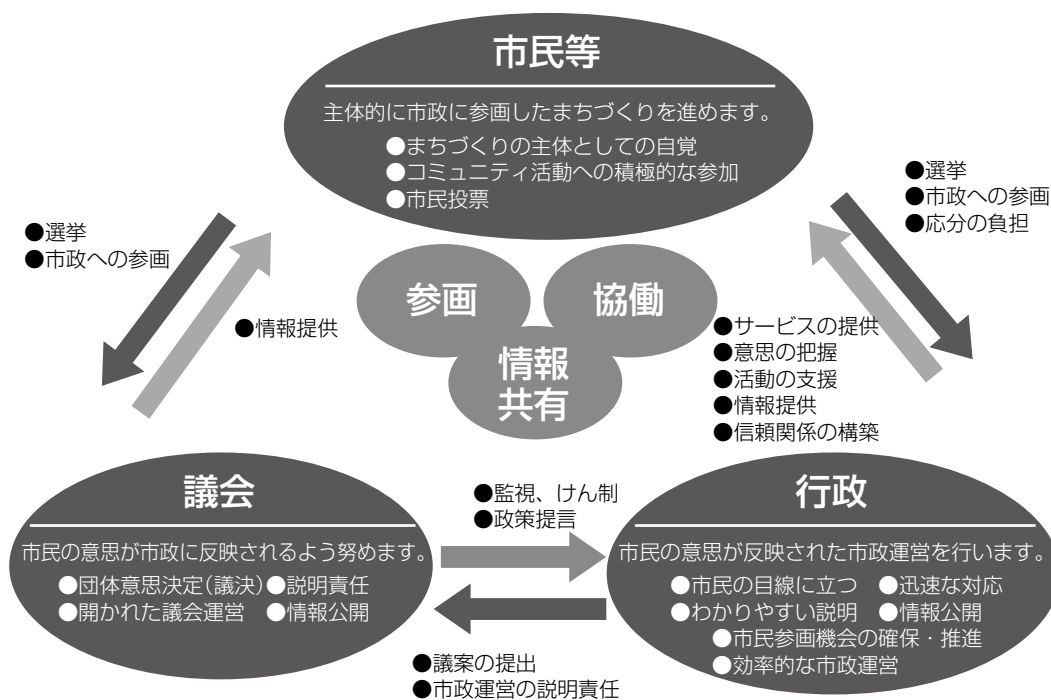
(条例の見直し)

第三十条 この条例を見直す必要が生じたときは、市民が参画する審議会等の意見を聞いたうえで見直しを行います。

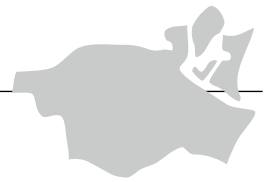
附 則

この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成二三年規則第三三号で平成二三年一月一日から施行)





**資料 4 鳴門市附属機関設置条例**（平成 25 年 3 月 27 日条例第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置等）

第 2 条 別表執行機関等の欄に掲げる本市の執行機関等（執行機関及び企業局長をいう。以下同じ。）の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第 3 条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（公募による委員の選任）

第 4 条 執行機関等は、附属機関の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

(1) 鳴門市情報公開条例（平成 13 年鳴門市条例第 34 号）第 7 条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う附属機関

(2) 委員に対し特に専門的な知識又は技能等を要求される附属機関

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でない認められる附属機関

（委員の再任）

第 5 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

（補欠委員の任期）

第 6 条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の公開）

第 7 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合を除き、これを公開するものとする。

(1) 鳴門市情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合

(2) 公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、当該附属機関において会議を非公開とすると決定した場合

（会議開催の事前公表）

第 8 条 執行機関等は、会議の日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

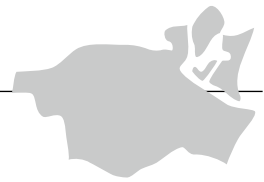
（会議録の作成及び公開）

第 9 条 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

2 公開で行われた会議に係る会議録は、これを公開するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第 10 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年鳴門市条例第 22 号）の定めるところによる。



(委任)

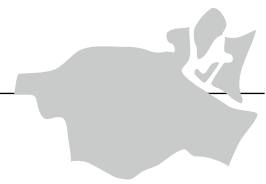
第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

【略】

別表（第2条、第3条関係） ※抜粋

執行機関等	附属機関	担当事務	組織及び構成		
			委員定数	構成	任期
市長	鳴門市総合計画審議会	総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議すること。	30人以内	(1)学識経験者 (2)関係団体の代表者 (3)関係行政機関の職員 (4)公募による市民 (5)その他市長が必要と認める者	2年



## 資料 5 鳴門市総合計画審議会委員一覧

(50音順・敬称略)

氏名	所属・役職	備考
秋山敬子	NPO法人ふくろうの森 理事長	審議会副会長
池内誠	鳴門市幼小中PTA連合会 会長	
岩本憲治	鳴門市自治振興連合会 会長	
江戸貴志	一般社団法人鳴門青年会議所 理事長	
大岩賢	鳴門市体育協会 会長	
小川泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
勘川一三	一般社団法人鳴門市うずしお観光協会 理事長	
木具恵	徳島県政策創造部総合政策課 課長	
小林弘明	鳴門市老人クラブ連合会 会長	
小林夕貴	鳴門市子ども会連合会 役員	
齋藤忠恒	大麻町商工会 会長	
佐竹弘通	鳴門松茂地区農業協同組合運営協議会 会長	
曾良摩弥	公募	
多智花亨	鳴門市社会福祉協議会 会長	審議会副会長
立見進	鳴門市消防団 団長	
中岸敏昭	鳴門商工会議所 会頭	
戸田浅夫	鳴門市文化協会 副会長	
林明実	鳴門市ボランティア連絡協議会 副会長	
平野達朗	公募	
福田徹夫	一般社団法人鳴門市医師会 会長	
福山徳	鳴門市水産振興協議会 会長	
藤村松男	鳴門市環境衛生組合連合会 会長	
松本久和子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
美保雅子	鳴門地区人権擁護委員会 副会長	
村澤由利子	鳴門日独友好協会 会長	
矢野壽美子	鳴門市婦人連合会 会長	
山下一夫	国立大学法人 鳴門教育大学 学長	審議会会長



## 資料 6 鳴門市総合計画策定に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳴門市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (総合計画の構成)

第2条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。

### (基本構想)

第3条 基本構想は、長期的な視点に立ち、本市の都市づくりの基本理念を示すものであり、本市の振興発展の目指すべき将来都市像及びそれを達成するために必要な振興施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想の期間は、おおむね10年程度とする。

3 基本構想は、総合計画策定委員会で調製し、鳴門市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮った後、市長が定める。

### (基本計画)

第4条 基本計画は、基本構想で定めた将来像及び施策の大綱を具現化するための指針として、本市はもとより、国、県、公益事業体等の事業をも考慮し、体系的に定めるものとする。

2 基本計画の期間は、基本構想期間を前期と後期に分け、それぞれおおむね5年程度とする。

3 基本計画は、各部局の長等が作成した素案を総合計画策定委員会で調製し、審議会に諮った後、市長が定める。

### (実施計画)

第5条 実施計画は、基本計画に掲げる事業のうち主要なものについての事業計画を定めるものとする。

2 実施計画の期間は、おおむね3年程度とし、ローリング方式により毎年度見直すものとする。

3 実施計画は、各部局の長等が作成した事業計画を企画総務部長が調製し、総合計画策定委員会に諮った後、市長が定める。

### (審議会の委員任期)

第6条 鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）別表中鳴門市総合計画審議会の構成中における（2）及び（3）の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

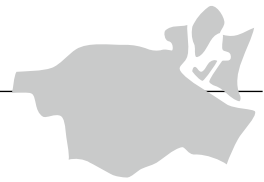
### (審議会の組織)

第7条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。



#### (審議会の会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (審議会の関係者出席等)

第9条 会長は、必要があるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

#### (総合計画策定委員会の設置)

第10条 総合計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、庁内に総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (策定委員会の所掌事務)

第11条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため、必要な事項に関すること。

#### (策定委員会の組織)

第12条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、教育長、企業局長、政策監をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

#### (策定委員会の会議)

第13条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき招集する。

- 2 策定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要と認める場合にあつては、意見又は説明を求めるため、関係職員を会議に出席させることができる。

#### (ワーキンググループの設置及び会議)

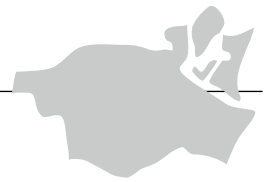
第14条 策定委員会のもとにワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは委員長が指名した者をもって組織し、そのリーダーは委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要と認めるとき招集する。
- 4 ワーキンググループのサブリーダーは、戦略企画課長をもって充て、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

#### (ワーキンググループの職務)

第15条 ワーキンググループは、総合計画の事務局案に対し、さらに調査・検討を加え計画素案を作成し、策定委員会に提案する。

- 2 その他、策定委員会の所掌事務に関する個別的事項について命じられたことを処理する。



(ワーキンググループの資料提出要求)

第16条 ワーキンググループは、必要があるときは関係職員に対し資料提出、及びその説明を求めることができる。

(事務局)

第17条 審議会及び策定委員会の事務局は、戦略企画課に置く。

(雑 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

企画総務部長	市民環境部長	健康福祉部長	経済建設部長
企業局次長	消 防 長	教 育 次 長	議会事務局長



## 資料 7 市民意識調査の概要 (抜粋)

### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

第六次鳴門市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民生活の現状や社会経済情勢に対する意識、市民が望む鳴門市の将来像、市政に対する意見などについて幅広く市民の意向を把握し、反映することを目的として実施する。

#### 2 調査の設計

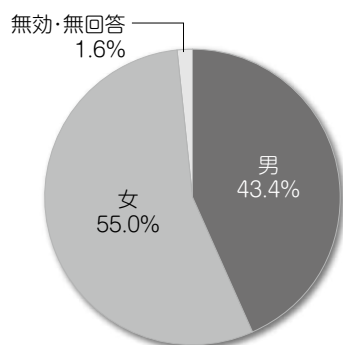
- (1) 調査地域：市内全域
- (2) 調査対象：市内在住の満 18 歳以上の男女
- (3) 対象者数：3,000 人
- (4) 抽出方法：平成 28 年 1 月 5 日現在の住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法：郵送配布・郵送回収法
- (6) 調査時期：ア 調査期間：1 月下旬～2 月下旬  
イ 分析期間：2 月下旬～3 月

#### 調査票の回収状況

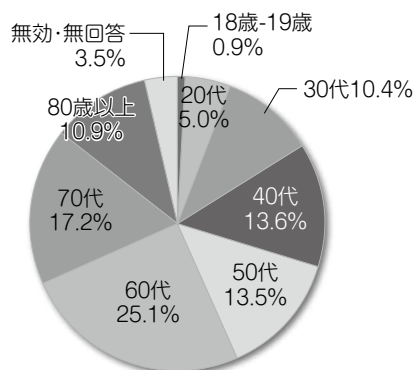
母集団 (a)	標本数 (b)	回収数 (c)	抽出率 (c/a)	回収率 (c/b)	有効回答数
51,719	3,000	1,001	1.9%	33.4%	1,001

### II 回答者の属性

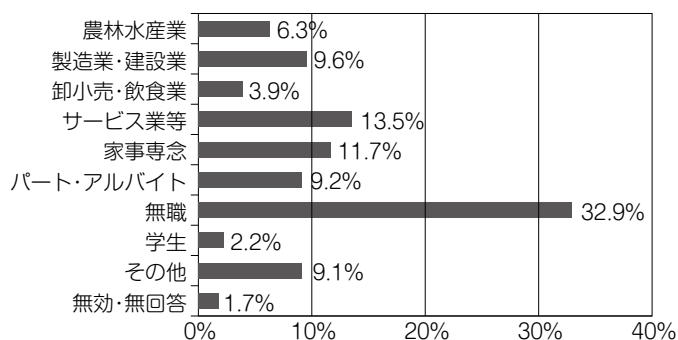
#### (1) 性別



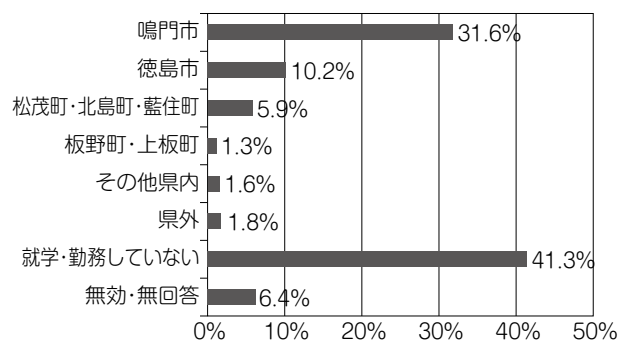
#### (2) 年齢

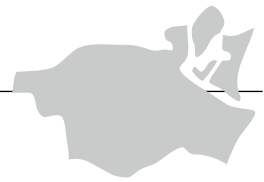


#### (3) 現在の職業

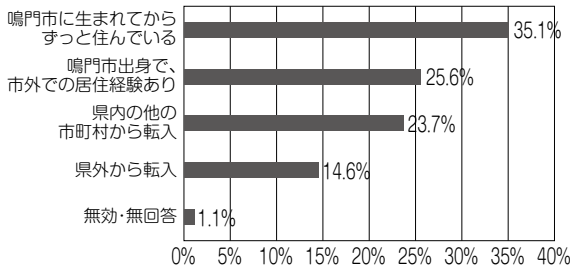


#### (4) 就学先・勤務先

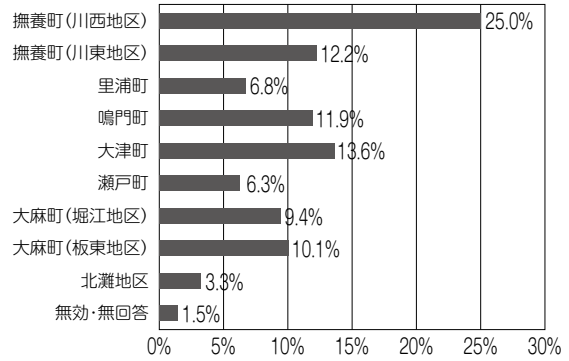




(5) 居住歴



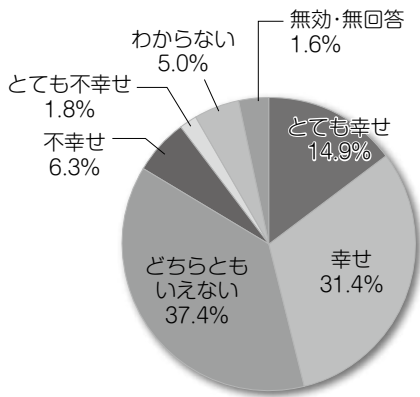
(6) 現在の居住地



III 調査結果

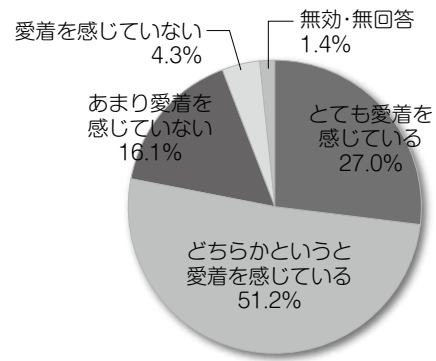
(1) 現在の幸せ度

【問】あなたの現在の幸せ度は、どのくらいですか。



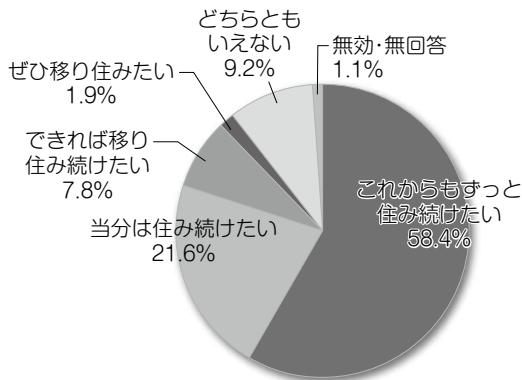
(2) 鳴門市への愛着

【問】あなたは、鳴門市に対して「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。



(3) 今後の定住意向

【問】あなたは、これからも鳴門市に住み続けたいと思いますか。



●鳴門市への愛着について -(2)

鳴門市に愛着を持っている割合は、前回調査からやや減少しています。

<前回調査>

とても愛着を感じている 32.8%  
 どちらかという愛着を感じている 46.0%

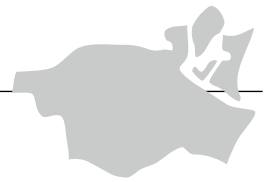
●今後の定住意向について -(3)

今後も鳴門市に住み続けたいと考える市民の割合は、前回調査から上昇しています。

<前回調査>

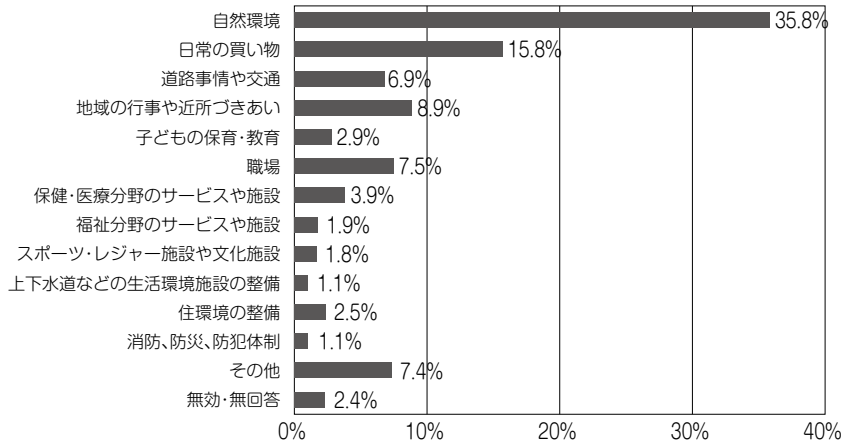
これからもずっと住み続けたい 54.1%  
 当分は住み続けたい 22.4%





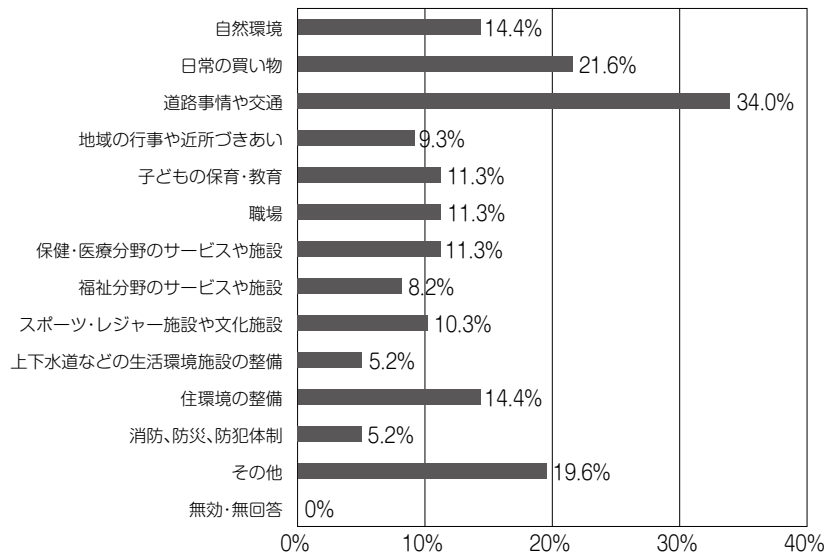
(4) 鳴門市に住み続けたい理由

【問】「これからもずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した人に伺います。その主な理由は何に関することですか。(2つまで○印)

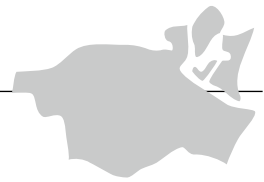


(5) 鳴門市から移り住みたいと思う理由

【問】「できれば移り住みたい」「ぜひ移り住みたい」と回答した人に伺います。その主な理由は何に関することですか。(2つまで○印)

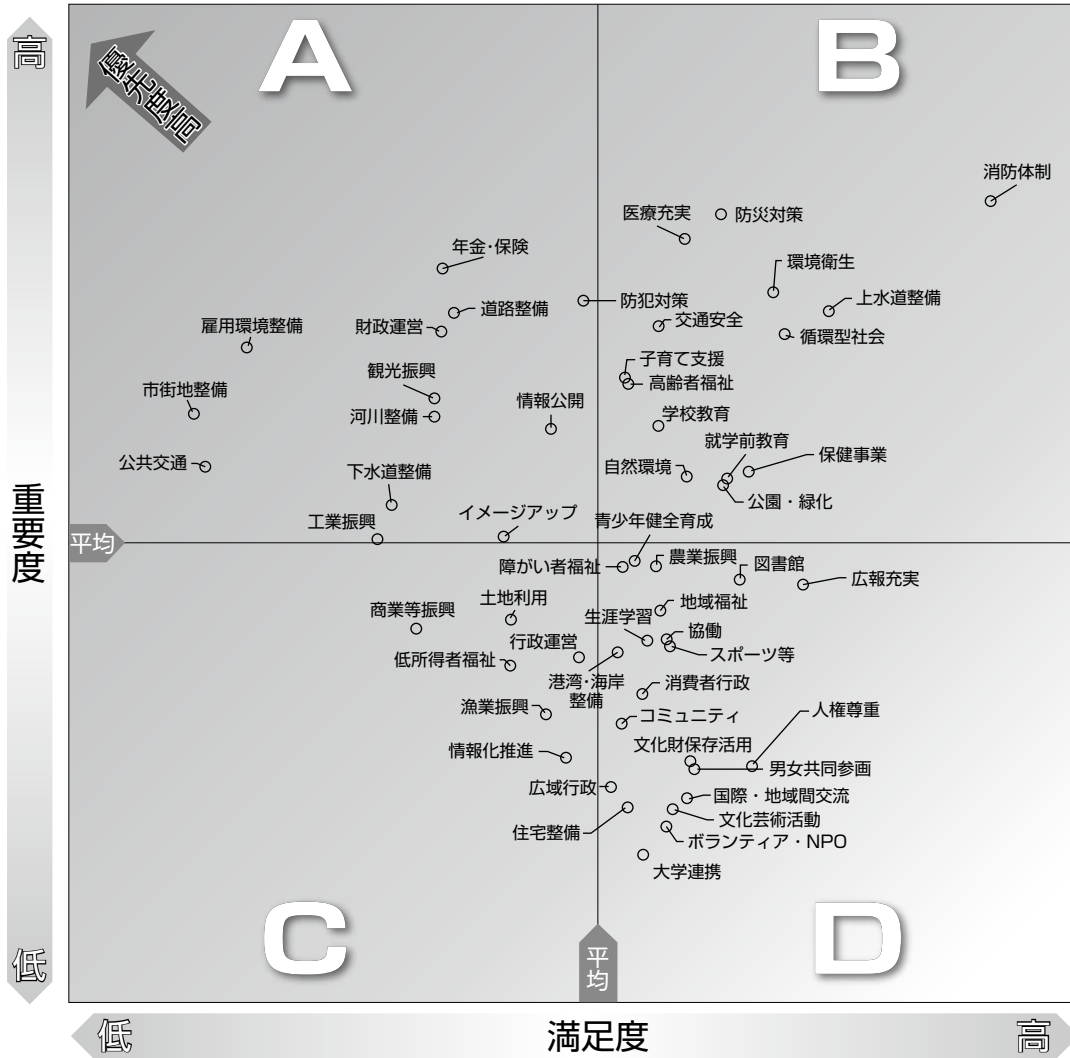


●鳴門市から移り住みたい理由は、前回調査と同様「道路事情や交通」が最も多くなっています。前回調査からは、「自然環境」「住環境の整備」において回答した割合が増加しています。



(6) 現在の満足度と今後の重要度

鳴門市では、総合計画に基づき、これまで各分野の施策を進めてきました。これらについて現状の満足度と、今後の重要度をたずねします。



- Aの領域：優先して取り組む施策（満足度が低く、重要度が高い事業）
- Bの領域：維持・向上に努める施策（満足度・重要度ともに平均より高い事業）
- Cの領域：改善を検討する施策（満足度・重要度ともに平均より低い事業）
- Dの領域：現状維持に努める施策（満足度は高いが、重要度は低い事業）

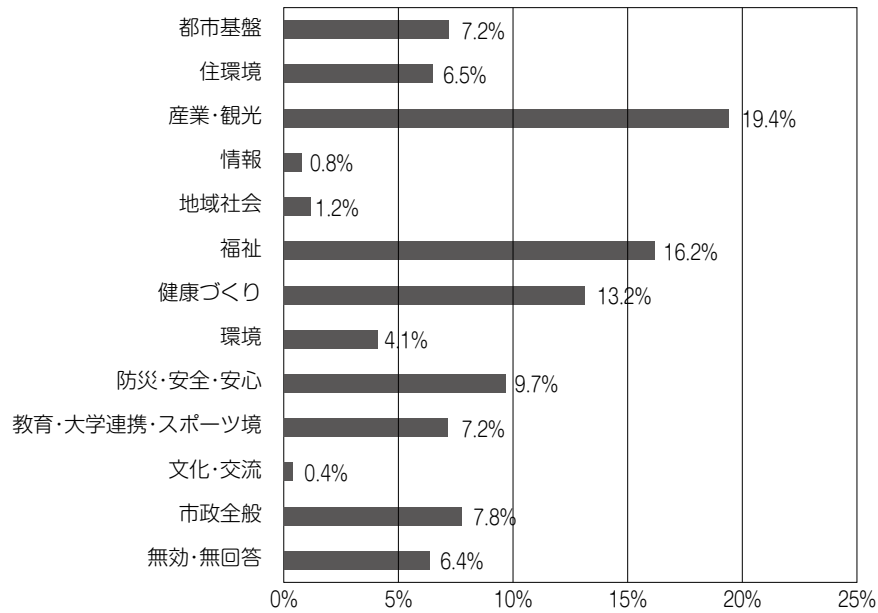
調査対象とした54項目のうち、満足度が高い施策は、「消防・救急」「上水道の整備」「広報の充実」の順となり、満足度の低い施策は、「市街地整備」「公共交通」「雇用環境整備」の順となっています。

一方、重要度の高い事業は、「消防・救急」「防災対策の推進」「医療体制の充実」の順となりました。



(7) 最も力を入れるべき分野

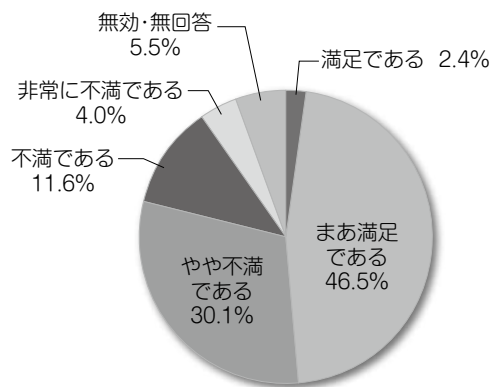
【問】最も力を入れるべき分野と考えるものは何ですか。



●前回調査と同様に「産業・観光」を望む声が最も多くなっています。その他、「防災・安全・安心」「教育・大学連携・スポーツ」などの分野が上昇しています。

(8) 市政への満足度について

【問】あなたは現在の市政についてどの程度満足されていますか。



●市政への満足度（「満足である」・「まあ満足である」）は、前回調査から 13.1%上昇しています。

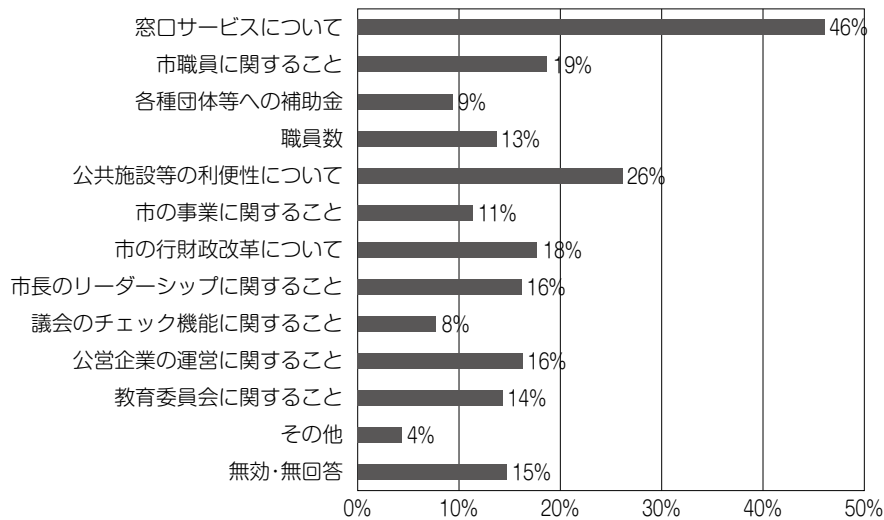
前回調査：「満足である」：1.4%

「まあ満足である」：34.4%



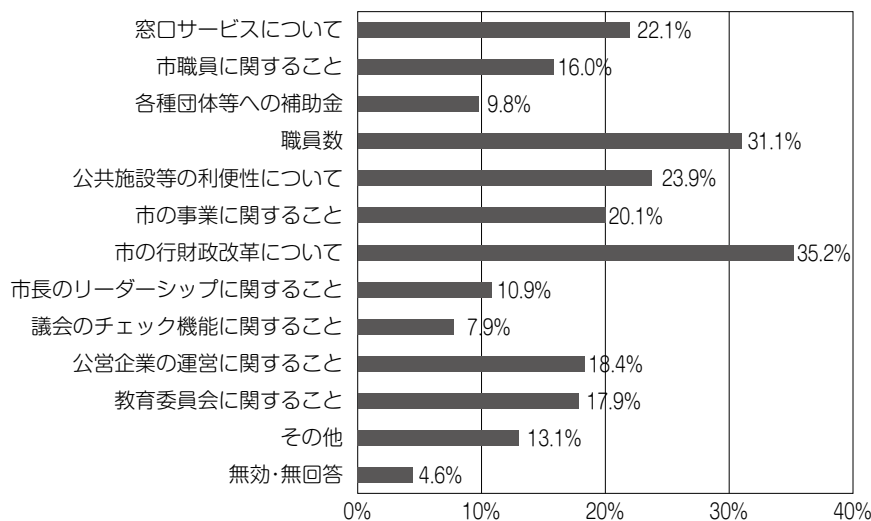
## (9) 市政における特に満足な分野

【問】あなたは、鳴門市のどのような分野が特に満足ですか（3つまで）。



## (10) 市政における特に不満な分野

【問】あなたは、鳴門市のどのような分野が特に不満ですか（3つまで）。



●前回調査からは、「公共施設等の利便性」「市の事業に関すること」等において不満と回答した割合が増加しています。

一方、「職員数」「市職員に関すること」「公営企業に関すること」については、不満と回答した割合が減少しています。



## (1) 自由意見

【問】あなたの生活で現在もしくは将来に向けての市の行政に望むことや、鳴門市総合計画策定に関するご意見・ご提案などがありましたら、ご自由にご記入ください。

意見の内容	件数
都市基盤に関する意見	55
住環境に関する意見	30
産業・観光に関する意見	48
情報に関する意見	3
地域社会に関する意見	3
福祉に関する意見	46
健康づくりに関する意見	7
環境に関する意見	20
防災・安心・安全に関する意見	11
教育・大学連携・スポーツに関する意見	22
文化・交流に関する意見	5
市政全般に関する意見	107
その他	66

※複数の分野に該当する意見については、それぞれの分野で1件として数えた。

## 【記載内容の概要】

## ① 都市基盤に関する意見

公共交通機関に関する意見が多く、JRやバスの増便を希望する意見が多くあった。また、道路の舗装整備に関する意見も寄せられている。

## ② 住環境に関する意見

下水道に関する意見が多く、整備の充実を望む意見のほか、利用料金に関する意見も寄せられた。

## ③ 産業・観光に関する意見

産業・観光の分野では、観光のPR強化や環境整備に関する意見が寄せられた。また、雇用環境の充実を望む声も寄せられている。

## ④ 情報に関する意見

情報に関しては、わかりやすく、積極的な情報提供を望む声が寄せられている。

## ⑤ 地域社会に関する意見

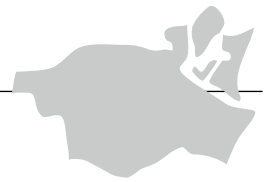
地域社会に関しては、地域で交流できる場（イベント）を望む声などが寄せられている。

## ⑥ 福祉に関する意見

子育て支援に関する意見が多く、保育施設の充実や医療費の助成など、サービスの拡充を望む意見多く寄せられた。

## ⑦ 健康づくりに関する意見

医療体制の充実を望む意見や、年金制度に不安を抱く意見などが寄せられている。



- ⑧ 環境に関する意見  
不法投棄やごみ袋などに関する意見が寄せられている。
- ⑨ 防災・安心・安全に関する意見  
防災に関する整備の充実や防災無線の改善を望む意見などが寄せられている。
- ⑩ 教育・大学連携・スポーツに関する意見  
教育・大学連携・スポーツの分野では、教育環境の充実を望む意見などが寄せられている。
- ⑪ 文化・交流に関する意見  
「なると第九」100周年に向けて環境整備を望む意見や姉妹都市との交流に関する意見が寄せられている。
- ⑫ 市政全般に関する意見  
市職員や市議会に関する意見が寄せられている。また、税金に関する意見も寄せられている。
- ⑬ その他  
アンケートの内容に関する意見などが寄せられている。



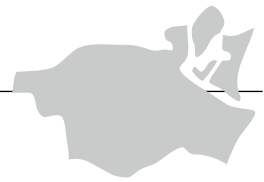
## 資料 8 パブリックコメントの結果

- (1) 募集期間：平成 28 年 12 月 16 日（金）から平成 29 年 1 月 16 日（月）
- (2) 提出人数：2 人
- (3) 提出方法：メール 6 通
- (4) 提出件数：13 件
- (5) 意見等の反映状況

項 目	件 数
意見等を計画等に反映するもの	0 件
意見等が既に反映されているもの	5 件
意見等を今後の参考とするもの	4 件
意見等を反映する見込みのないもの	4 件

- (6) 意見等の分類

項 目	件 数
Ⅲ 後期基本計画 第 1 章 成長戦略に関する意見	3 件
Ⅲ 後期基本計画 第 2 章 分野別基本計画に関する意見	
基本目標 1 うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり	8 件
基本目標 2 ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり	1 件
基本目標 3 しっかり安心・快適 住み良い まちづくり	1 件
基本目標 4 おおきく躍動 みんなで創る まちづくり	0 件



## 資料 9 用語解説 (本文中の「\*」印をつけた語句についての解説)

### 【あ行】

#### ● ICF

世界保健機関が提唱した、国際生活機能分類の略称で、障害を個人の問題とするのではなく、環境との関係でとらえる考え方。

#### ● インターンシップ

学生・生徒などが在学中に事業所や企業などにおいて、自分の専攻や進路に応じた短期間の就業体験を行う制度。

#### ● NPO法人

特定非営利活動を行うことを主目的とし、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人で、保健・医療・福祉・まちづくり・環境保全などのいずれかを主な活動の目的とする。

### 【か行】

#### ● カラーユニバーサルデザイン

色の見え方が一般の人と異なる場合であっても正しく情報が伝わるよう色の使い方を配慮したデザイン。

#### ● 行政評価システム

行政が行う政策・施策・事務事業について一定の基準や指標に基づき成果を判定する制度。

#### ● クラウドコンピューティング

従来は手元のコンピューターで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

#### ● グリーン購入

環境負荷の少ない製品やサービスを購入・使用すること。

#### ● ケアマネジメント

要援護者の生活状態にあわせて、要援護者のニーズに合致するケアプランを作成し、サービスなどを提供する仕組み。

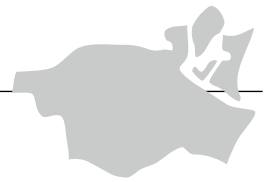
#### ● 経常収支比率

税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政状況を判断する指標。この比率が高いほど投資的な経費に充てる財源の余裕が少なくなり、財源が厳しいといえる。

#### ● 建築協定

建築基準法に基づくもので、同法で定められた基準に上乗せする形で、地域の特性などに基づく一定の制限を地域住民などが自ら設けることができる制度。





●高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るためにつくられた自動車専用道路で、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路から構成される。

●合計特殊出生率

一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数のこと。

●コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

●コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。

●コンプライアンス

法令遵守。企業が経営・活動を行う上で、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを守ること。

●コンポスト

生ごみや下水汚泥、家畜糞尿などの有機性廃棄物からできた堆肥、又は堆肥化手法のこと。

【さ行】

●財政力指数

地方公共団体の財政力を判断するための理論上の指標。

「財政力指数」＝「基準財政収入額」／「基準財政需要額」（3カ年間の平均）

注意：一般的には、1に近く、あるいは1を超えるほど財政に余裕があるものとされる。

●市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化区域はおおむね10年以内に市街化を図る区域、市街化調整区域は、市街化を抑制するため、原則として開発・建築などが禁止されている区域。

●四国のみち

四国を感じる遊歩道として歴史・文化指向の国土交通省ルート（約1,300km）と、自然指向の環境省ルート（約1,600km）からなる。

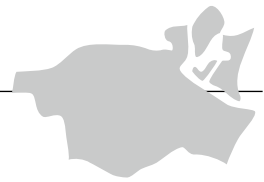
① 歩くことを基本としながら、サイクリング等も行える「みち」。

② 四国の美しい自然、特異な景勝地、四国霊場88カ寺等を広く巡りながら、四国を一周する「みち」。

③ 失われていくへんろ道をできるだけ保存し活用する。

●実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を



基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

●児童クラブ

仕事などにより昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図るもの。

●住宅ストック

ある時点において現存する住宅の数や状況などのこと。

●将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

●情報セキュリティポリシー

組織内の情報セキュリティに関する基本的な方針や行動指針のこと。

●人口置換水準

長期的に人口が増加も減少もしない出生水準。

●水洗化率

供用区域内における下水道接続人口の割合を指す。

●スクールガード

地域住民が、下校時間に合わせて通学路等の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティア。

●セットバック

建築基準法に基づき、建築物の外壁を敷地の境界線より後退させて建てること。

●ソーシャル・インクルージョン

障がい者等の社会的な援護を要する人々を社会の一員として、共に支え合うという考え方。

【た行】

●地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に放出することにより地表気温が上昇する現象。



●地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

●地区計画制度

都市計画法に基づき、その区域における良好な市街地の環境の形成を図るため、公共施設や建築物の形態などに関する事項を総合的に定める。

●地産池消

地元の農産物などを直接地元の消費者へ供給すること。

●DV (Domestic Violence)

ドメスティック・バイオレンス。恋人・配偶者など親しい関係にある者が、パートナーを暴力で服従、もしくはコントロールすること。

●トレーサビリティ・システム

消費者が商品を購入する際、この商品は「いつ、どこで、だれが、どのようにして」つくったのかがわかるシステム。

【な行】

●農の景観

レンコン・らっきょ・さつまいもなど、農業を営むことにより形成される美しい景観。

【は行】

●ハイブリッド図書館

印刷媒体と電子媒体を組み合わせ利用できる図書館。

●パブリシティ

企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的に報道機関に提供し、マス・メディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動。

●パブリックコメント

政策形成過程において、住民の意見を求め、それに対する意見などを考慮して意思決定を行う制度。

●バリアフリー

生活や活動に不便な障害を取り除くことにより、高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境をつくること。

●BSE (牛海綿状脳症)

牛の脳がスポンジ状になり、行動異常などの神経症状を示し、発病後2週間から6か月で死に至る病気。



- ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

【ま行】

- 道の駅

一般道において、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域住民のための情報発信機能、活力ある地域づくりを行うための地域連携機能の3要素を果たす施設。

- 緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのツルが伸びる植物を育て、壁や窓をカーテンのように覆うことで建物全体を涼しくするというもの。葉っぱでできた自然のカーテンは、日差しを効果的に和らげるため、人に優しく、地球温暖化の防止に一役買うなど地球にも優しいカーテン。

- メタボリックシンドローム

内臓脂肪による肥満の人が、「糖尿病」「高血圧」「高脂血症」といった生活習慣病になる危険因子を併せもっている状態のこと。

【や行】

- 有収水量率

配水量に対し、水道料金等収入がある水量の割合のこと。

- UJI ターン

U：出身地から地域外へ就職等のため都会に出た後、出身地に戻ることに。

J：出身地から地域外へ就職等のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。

I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

- ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画、設計する考え方。

【ら行】

- ライフサイクルコスト

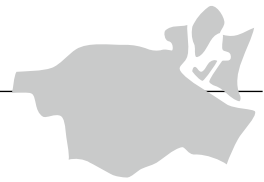
橋梁などの構造物ができてから使えなくなるまでの期間における建設費、維持補修費などの費用。

- 緑道

植物帯その他の修景施設を設け、必要に応じて休養施設を配置した歩行者路・自転車路。

- ロードサイド店

幹線道路沿いに、自家用車での来店を前提として立地する店舗。



### ●六次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

### 【わ行】

### ●ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

## 第六次鳴門市総合計画後期基本計画

---

平成29年（2017年）3月発行

発行／鳴門市

企画・編集／鳴門市企画総務部戦略企画課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL：088-684-1120 FAX：088-684-1336

E-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

印刷／グランド印刷株式会社 鳴門営業所



鳴門市

## 鳴門市役所

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170  
電話：088-684-1111(代表) FAX：088-684-1336  
E-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp  
ホームページ：http://www.city.naruto.tokushima.jp/



鳴門市のマスコットキャラクター  
「うずひめちゃん」



鳴門市のマスコットキャラクター  
「うずしおくん」